チ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第二十八条第一号の規定に基づき、同令第二十四条に規定する時間外労働等改善助成金（働き方改革のために人材の確保が特に必要なものとして職業安定局長が定めるものに限る。）の支給を受けた中小企業事業主であること。

(2)　当該事業所における人材配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に係る計画（以下このチにおいて「雇用管理改善計画（働き方改革支援コース）」という。）を都道府県労働局長に提出し、その認定を受けた事業主であること。

(3)　雇用管理改善計画（働き方改革支援コース）の実施に当たり、職業安定局長が定める期間において被保険者となる労働者を新たに雇い入れ、一年以上継続して雇用する見込みであり、かつ、労働者に対して適切な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

(4)　雇用管理改善計画（働き方改革支援コース）の期間の初日から起算して一年を経過するまでの間において、事業所の雇用管理の改善に関する要件として職業安定局長が定めるものに該当する事業主であること。

(5)　雇用管理改善計画（働き方改革支援コース）の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責に帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(6)　雇用管理改善に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理改善計画（働き方改革支援コース）の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（雇用管理改善計画（働き方改革支援コース）についての助成に係るものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(6)において「基準期間」という。）に離職した者のうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされた者の数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

(7)　当該事業所の労働者の離職状況及び(3)の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイからチまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ～ト　（略）

チ

前号チに該当する事業主	次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額
(1)　前号チ(3)の雇入れに係る者（短時間労働者として雇い入れた者を除く。）	一人につき、六十万円
(2)　前号チ(3)の雇入れに係る者（短時間労働者として雇い入れた者に限る。）	一人につき、四十万円

（新設）

二　次のイからトまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ～ト　（略）

（新設）